

役員等報酬規程

社会福祉法人 竹の里

社会福祉法人 竹の里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 竹の里（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長に対する報酬は、月末締め、翌月15日に支給する。
- (2) 理事長以外の役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月13日より施行する。

附則 この変更規程は、令和3年6月24日より施行する。

別表1 役員等の報酬

(1) 評議員

	日 額
① 評議員会への出席	3,000円
② 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円
③ ①②において午前から継続して午後も業務を遂行された場合	10,000円

(2) 理事

	日 額
① 理事会等への出席	3,000円
② 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円
③ ①②において午前から継続して午後も業務を遂行された場合	10,000円

(3) 監事

	日 額
① 監事監査等への出席	3,000円
② 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円
③ ①②において午前から継続して午後も業務を遂行された場合	10,000円